

遺言書について学ぶ

近年、一人暮らし高齢者の増加などにより、相続に関するトラブルが急増しています。

遺言書は、残された遺族への大切なメッセージであり、遺族の相続手続きの負担を減らすことにもなります。今回は、遺言書について簡単に紹介します。

◆遺言書とは

遺言書とは、自分に万が一のことがあった場合に、自分の財産遺産を「誰に」「どれだけ」託すか決めた意思表示を、民法の規定に従って残した物です。規定に従って作成されていない遺言書には、法的な効力が無いので、注意が必要です。

◆遺言書の種類

遺言書には、普通方式と特別方式の2つの形式があります。特別方式は、特段の事情がある場合に作成されるものなので、多くは普通方式によるものです。普通方式はさらに次の3種類に分けられます。

- 1 自筆証書遺言
- 2 公正証書遺言
- 3 秘密証書遺言

は、遺言をしようとする人が、自筆で、日付・氏名および全文を書き、署名押印している遺言書のことで、最も一般的に利用されています。

2 公正証書遺言
公正証書遺言とは、2人以上の証人の立ち会いの下、遺言者からの口述を基に、公証人・法務大臣から任命された者が遺言書を作成し、原本を公証役場で保管するものです。最も安全性が高いといわれています。

3 秘密証書遺言
秘密証書遺言とは、遺言の内容を誰にも知られたくない時に作成する遺言書のことで、公証役場で公証人と2人以上の証人の前に遺言書を提出し、公証人に自分の遺言であることと遺言者の話した内容を封書に記載し、封書に遺言者本人・証人・公証人が署名押印する必要があります。

※1、3の遺言書は、家庭裁判所の確認手続きが必要で、内容に不備があれば無効となります。



教振のススメ

文責：市教育振興運動推進協議会事務局

◆教振を推進するための組織◆

教育振興運動を推進するための組織は、各市町村によって異なります。本市の場合は、小学校を基本単位として、具体的な運動を行う組織を「実践区」と呼んでいます（事務局は小学校）。従って、小学校の数と同じ10の実践区があります。

それぞれの実践区には、地区子ども会を単位とした「実践班」があり、小学生から中学生までが活動をしています。この実践班の活動こそが、『教振』の運動を支える生命線です。

◆地域の方々が支える活動◆

実践班では、地域の方々から支援をいただいて、子どもたちは伝統行事に取り組んだり、川遊びの楽しさを教えていただいたりするなど、さまざまな体験を通して多く

のことを学んでいます。しかし、実践班は少子化のため、合併するところもあり、減少傾向にあります。

◆活動内容と成果を発表◆

各実践区では、11月から1月にかけて実践班の活動の内容を発表し、交流・情報共有するための実践交流会、集約集会を行っています。そして、例年2月に開催する市教育振興運動推進大会で、市内の実践区・実践班が活動の成果を紹介。相互の学び合いの場としています。

なお、実践区を束ねる役割の「協議会」事務局は、市教育委員会内、生涯学習課に置いています。

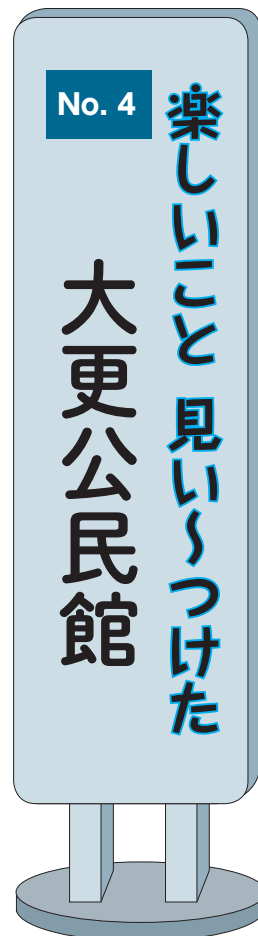
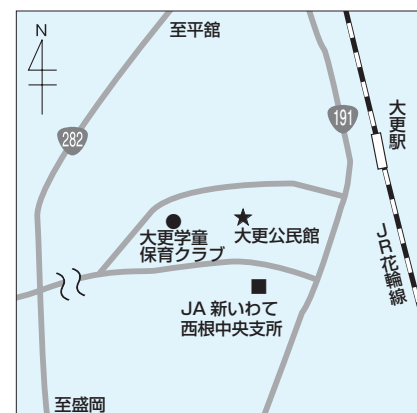


教育振興運動推進大会



指導者を招き安全にスポーツチャンバラを体験

大更公民館は、大更の街中にあり、ＪＲ花輪線大更駅に近く、交通の便の良い場所にあります。体育館も併設していて、さまざまなサークル活動が行われています。昨年度は、田頭公民館と共催し、「春休みわんぱくクラブ」を開きました。この事業には、小学生ら約70人が参加し、スポーツチャンバラやドッジビーで交流を深めました。



た。参加した子どもたちから好評で、今年度も引き続き行う予定です。友だちと一緒に体を動かしてみましよう。

また、8月18日には、大更地区運動会を総合運動公園多目的広場で開催します。ことは、種目の一部を見直し、円滑に競技を進める工夫をしました。家族や近所の方々を誘って、一緒に運動会にご参加ください。

詳しくは、大更公民館 ☎76・4069まで。

福祉 NETWORK

ささえあいの輪

☎・内線1167 地域福祉課障がい福祉係

難聴児の補聴器購入費を助成します

市は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成しています。

この事業の対象となるのは、市内に住所がある年齢18歳未満の児童で、次の全ての条件に該当する人です。

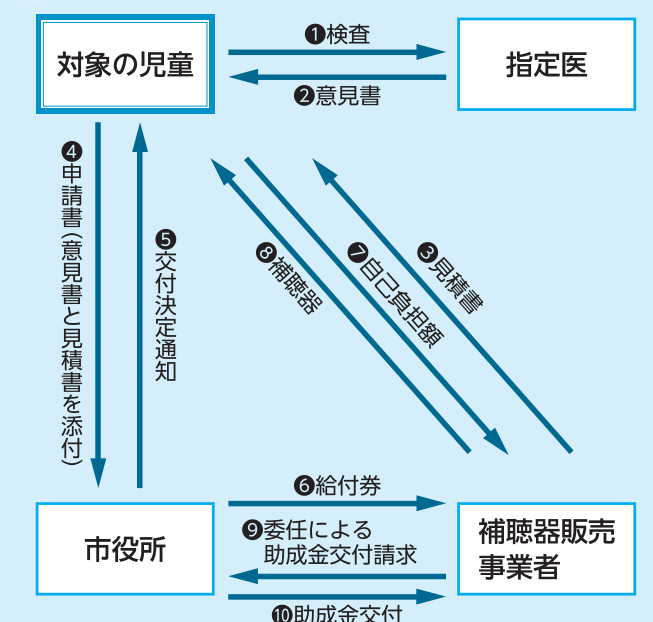
- 1 両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であること。
- 2 同一世帯員に市民税所得割が46万円以上の人がいないこと。

助成額は、市が規定する基準額の3分の2（1円未満切り捨て）です。

申請には、市が定める申請書や見積書のほかに、指定医師が作成した意見書が必要となります。申請から助成までの手続きは、右に示すとおりですので、ご確認ください。

詳しくは、市役所地域福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

■助成金の申請から交付までの流れ



※②意見書と③申請書の様式は、市役所地域福祉課でお渡しします。